

紙抜売事件始末と火災百姓扶助之事

矢野 徳彌

(会員・本匠村宇津々)

『解説』

これは二通とも、享和元年に起きた紙抜け売り事件に對する、藩の仕置きを記した書面である。當時、上野村、切畑村より西の山間部九カ村で生産される楮皮と紙は、藩の主要な専売品として上方に送られ、そこから生まれる収益は、藩の財政に大きく貢献していた。

このため、此の二つの産品を勝手に他人に売ることは堅く御禁制であった。しかし、実態はかなり異なっていたようで、此の文書の中でも、御預所の百姓に抜け買いするものがある……と、疑惑を記している。

一 たまたま発覚した此の事件の当事者は、本来、売り手の小川の百姓と、買い手の平太郎であるはずだが、意外にも第三者の下直見村水口の百姓が加わって

る。抜け買いた紙を、人夫に背負わせて山越えした平太郎は、新洞(地名)の紙吟味方の者に捕まったが、このとき吟味方の者が、一時的にせよ水口の百姓に抜け売りの疑念を示したため、大勢の者が申し合わせて狼藉を働くという事件になった。その背景には、平素からの厳しい監視にたいする、百姓たちの鬱積した憤懣があったと考えられる。

一 この文書を読んで感じられることは、藩の役人たちの御預所(幕府領)百姓に對する扱いが、自領とは大きく異なり、ずいぶん及び腰に見えることである。

此のことは事件の処分にもよく現れている。紙数の関係で省略したが、

抜け売りした小川の百姓九人に對する処分は、その量の多少により、最も重いもので手鎖・町宿預け・過料五貫六百文、軽いもので拘束は同様・過料壹貫九百文、中位のもので拘束は同様・過料は四貫九百文ないし參貫四百文、

狼藉を働いた水口の百姓に對する処分は、頭立ったもの五人に對し手鎖・町宿預け・過料參貫五百文ずつ、差し添えたもの參拾參人に對し居村預け・過料壹

光

江戸市川一法馬堂
町之西門外有日教七日

江戸市川月村百姓
年之節

右者馬三月二日中野村並市川百姓も
海より舟楫に積み来り舟内之物も
川に逃れ舟より流れて舟内之物も
舟内之物も舟内之物も舟内之物も
舟内之物も舟内之物も舟内之物も
舟内之物も舟内之物も舟内之物も
舟内之物も舟内之物も舟内之物も

貫文ずつ、という厳しいものであった。

これに対し、抜け買いの張本人である幕府領塩月村の平太郎に対する処分は、営業停止（このほうが重いという考えもあるかもしれないが）・手鎖無しの町宿預け、である。

どう見ても不公平としか：言いようがない。

あとの一通は享和元年（一八〇二）中野村笠掛で発生した民家火事の経緯と、被災者に対する藩の救援策を記したもので、簡潔な文章ながら、当時の世情をうかがう上で、いろいろと興味深い内容を含んでいる。

一 馬飼の灯火が馬屋の茅壁に燃え移ったのが原因という。馬を繋ぐ部屋だけは板壁、それ以外は茅の壁という造りの粗末さ、灯火もロウソクや種油は貴重であったから、小割りにした松の根っこを燃やしていたとも考えられる。飛び火で容易に類焼した周辺の家々のことなども合わせ、草葺き農家

覚

御預所塩月村百姓

御領分中諸商売留^{とめ}

平太郎

町宿預^{まちどとせつけ}今日より日数七日

右者、当三月二日、中野村組小川百姓ども

漉^す立^た候^て半紙八拾三束、右平太郎内々買取

候趣^{つかまつらせ}二付、懸^かり御代官共より呼出、急度^{きつと}吟味

為^つ仕候^か処、前断之通相違^{ごごなくそうらうむね}無御座候旨、当人

印形^{いんぎょう}之口書^{のくちがき}二、所役人加印^{かいん}仕差^{つかまつり}出申候。是迄^{これまで}、

御預所之者共、兎角^{とかく}紙拔^{ぬけ}買^が仕^い哉^や御座候^{ごせうらうせども}

の、その貧しさが思われてならない。

一 火元の責めを負うものが、所の寺や庵に入って謹慎し処分を待つという慣習。地域における寺や庵の果たしていた役割の一つが、たいへん興味深く感じられる。

一 被災した百姓たちの取り続き(生計)を扶助する藩の方法は、「麦・五斗・無利貸付・五年賦返済」が恒例となっていた。麦は百姓の主食で、五斗という量は一家族一カ月分と考えたものであろう。ただ、あくまで給与ではなく貸し付けであることが、藩の政治の限界であったといえる。

所役人共御事無沙智也
 仰出御代官共より、堅不筋無之様、
 差押候儀、尤以後之御メニ御座候間、
 之通御咎被仰付可然哉と奉存候。
 六月八日

佐久間儀右衛門
 中村本三郎
 齋藤勘左衛門
 寶川長兵衛

得共、不相顯事故、御咎は不被

仰出、懸り御代官共より、堅不筋無之様、

所役人

を以、嚴敷為申渡置候。然処、此度は

急度

差押候儀、尤以後之御メニ御座候間、

書面

之通御咎被仰付可然哉と奉存候。

此段

御役人共相談之上、奉伺之候。以上。

西 五月八日

佐久間儀右衛門

齋藤勘左衛門

中村本三郎

寶川長兵衛

中野村紙小川百姓大滝三郎、生紙、信三、舟
 二日、右村工罷越内々買取婦候、於途中、下直見
 材新洞紙吟味方、有之哉と申候ヲ、水口之
 力者、村紙水口瀧ニ可有之哉と申候ヲ、水口之
 紙瀧共手之太勢申合、吟味方之者と及争論、

一、中野村組小川百姓共

瀧立置候半紙八拾三束、

御預所塩月村百姓平太郎と申者、当三月

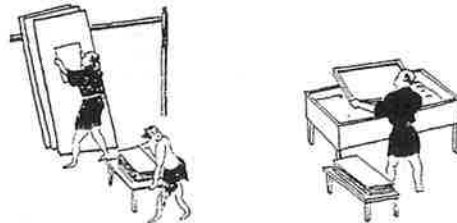
二日、右村工罷越内々買取婦候、於途中、下直見

村新洞紙吟味方之者見請、差押候砌、右紙は

下直見村組水口瀧ニ可有之哉と申候ヲ、水口之

紙瀧共手之太勢申合、吟味方之者と及争論、

製紙（肥前州産物図考）



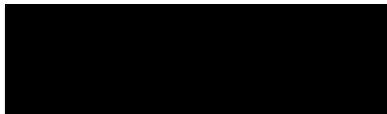
(楮・雁皮・三椏の外皮を蒸して晒し、灰汗で煮て漚で叩き、漚き船
 に入れ糞で漉して取り、板に張って乾かす)

申達、於御郡代所一二吟味仕候処、前断之通
 相違無御座旨相達候、依之、別紙伺之通御咎
 可被仰付哉と、御家老共工申達候処、其通被
 仰付候段申聞候付、了右衛門工申渡候処、畏奉
 入
 有之候。右伺書左之通。
 …以下略…

次の原稿締切り 8 月末日です

原稿をお待ちしています。

送り先



一、同廿一日、御代官天谷甚左衛門申聞候。昨廿日六ツ半時頃、
 中野村組笠掛百姓八十七と申者、馬屋より出火
 仕候付、早速村中欠(驅)附相防候得共、折節西風強、
 左之通焼失仕候。火元之義吟味仕候処、八十七
 家内之者、馬飼仕候節燈火仕罷越、右馬屋
 茅壁二火付焼出、自火二紛無御座候。火元八十七

行事予定
 会員研究発表会

日時 7月14日(日)13時30分
 会場 私立図書館視聴覚センター

日本書紀... 右村組役人... 御郡代工申渡候

一 家数 九軒 火元共

馬廻形
中丸形

同所庵二相慎罷在候。人馬別条無御座候段、

右村組役人共、印形之注進書出之候付、火元之義

三日過入庵御免申付候様、御郡代工申渡候。

一 家数 九軒 火元共

外二馬屋 拾軒

小屋 九軒

研究発表者

演題 矢野 弥生：弥生町の『都市化』に関する若手の考察
 矢野 徳弥：謎の長江文明 日中シンポジウムを傍聴して
 高宮 昭夫：古文書に見る百姓の暮らし
 是非お出かけ下さい。お待ちしております。

覚

中野村組笠掛

麦石

類焼百姓八軒

麦四石

中野村組笠掛

右者昨廿日夜六ツ半時頃、笠掛百姓

八十七と申者馬屋より出火致類焼候付、

前格ぜんかく之通、書面之麦無利ニメ御貸渡、

五カ年賦返上二可被仰付哉、おあせつけられるべきや火元之義ハ

相除のぞき申候。此段申上候。以上。

酉と十一月廿一日 中村本三郎

寶川長兵衛

右者昨廿日夜六ツ半時頃、笠掛百姓
八十七と申者馬屋より出火致類焼候付、
前格之通、書面之麦無利ニメ御貸渡、
五カ年賦返上二可被仰付哉、火元之義ハ
相除申候。此段申上候。以上。

十一月廿一日

中村本三郎
寶川長兵衛